

仙台市土地利用調整審議会の組織及び運営に関する規則

平成16年3月30日

仙台市規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。)第28条第6項の規定に基づき、仙台市土地利用調整審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、適正かつ合理的な土地利用について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門調査員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、当該専門の事項について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項について、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、事業者(条例第2条第4項に規定する事業者をいう。)その他関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員，臨時委員及び専門調査員は，会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き，当該部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は，部会の事務を統括し，会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは，部会員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が，その職務を代理する。
- 6 前2条の規定は，部会について準用する。この場合において，第5条中「会長」とあるのは「部会長」と，「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は，都市整備局建築宅地部開発調整課において処理する。

（平17，3・平18，3・平28，3・改正）

（雑則）

第9条 この規則に規定するもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17，3・改正）

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18，3・改正）

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平28，3・改正）

この規則は，平成28年4月1日から施行する。